

令和3年度 第1回 堺市地域福祉計画推進懇話会（成年後見・再犯防止関係）

議事要旨

開催日時 令和4年2月2日（水） 午前10:00～11:50

開催場所 Zoomによるオンライン

出席委員 井村委員、岸本委員、幸家委員、中西委員、西田委員、三田委員（進行役）（名簿順）

欠席委員 森田委員

傍聴者 なし

懇話会座長の選出について

（1月31日に開催された懇話会で選出されたことを了承）

進行役の選出について

（三田委員を選出）

1. 現行計画の進捗状況について

（資料1、2、4について事務局から説明）

（井村委員）

権利擁護サポートセンターについては、従前から業務と人員とのバランスが悪いと指摘してきたが、拡充に至っていない。関係機関との役割分担も課題とされてきたが、現状について示されたい。

また、包括的な相談支援体制との兼ね合いから、同センターが中核機関として何を担うのかが分かりにくい。協議会あるいは運営委員会で議論すべきことかもしれないが、市として同センターの位置づけや今後どのように進めていくのか考えを示されたい。

（事務局）

体制について以前から指摘いただいていることは認識している。関係機関との連携については、今年度主に基幹型包括支援センターとの役割分担を丁寧に検討し、研修等を通じて明確化しようとしている。

包括的な支援体制の構築については、地域福祉計画で示しているとおり区域における体制構築に主眼を置いている。このような中で権利擁護サポートセンターについては、市域の専門相談機関としての位置づけになり、各区域における連携体制をサポートしていく役割が求められるものと考えている。

（三田進行役）

長い期間検討を待っているという状態であり、そろそろ実行性を持ったものをお示しいただきたい。

（井村委員）

昨年度は対面で開催できず書面開催であったが、その中で成年後見制度に関わる支援者のためのマニュアルを作成されるという報告があった。利用の仕方について確認をしたところ、作成途中であり、活用方法なども検討中だったと記憶している。その後の状況を示されたい。

（事務局）

昨年度報告した「支援者のための成年後見制度活用ハンドブック」については、その後完成し、市のホームページ

ジで公開している。また、各相談支援機関向けの研修などで使用している。

(三田進行役)

先ほどの資料で説明があった「新型コロナ・生活相談コンシェルジュ」が延長になったことや各給付金などの申請が増えているとのことだが、生活保護だけは増加傾向にない。何か説明を加えていただきたい。

(事務局)

「生活相談コンシェルジュ」で相談にあたっているが、生活に困っているという相談はある。多くの方に利用されている生活福祉資金貸付制度については、利用要件の緩和が図られたことに加え、感染症の影響が長期化する中で、延長貸付や再貸付という枠組みが設けられていった。様々な給付金もあったが、生活保護を利用する前に、個人の生活に比較的速やかに資金供給できる制度として、同制度がある程度機能したものと考えている。

また、「生活相談コンシェルジュ」で相談対応をしていると、生活は苦しいが生活保護は使いたくないと話される方が少なからずおられる。生活保護制度に対する忌避感のようなものを感じている。なお、市としては、周知・啓発の一環として、市の広報誌に生活保護制度の利用は権利であり、相談してもらいたいという趣旨の記事を掲載した。

(三田進行役)

セーフティネットとはいえ、生活保護の利用だけは避けたいという方がおられるという点は、支援をしていく上でも知っておくべきことと思う。

(事務局)

先ほどの説明に補足する。生活保護の受給者数については、堺市のみならず全国的に横ばい状態となっている。貸付制度などにより生活保護の利用には至っていないのだろうと思う。ただやはり、生活保護を受給できる状態にある方が利用に結びついていないという事実があると思うので、いかに相談しやすい環境を作るかが課題であると思っている。

(三田進行役)

こういう背景があるということを通理理解として持っておく方がよいと思った。

(資料 3、5 について事務局から説明)

(西田委員)

権利擁護に関する取組について、協議会を設置しているが、具体的に前に進んでいるところまでは行っていないと評価している。説明を加えてもらって理解できる部分もあるが、資料の中で進捗について何か実感できるようなものが見えてこない。今取り組んでいることについて、もう少し具体的な点や問題だと感じている点について示されたい。

(事務局)

協議会については、協議会自体の役割が明確化できていないという指摘を受けていたが、今年度の議論の中で運営委員会との役割分担を明確にすることができた。また、協議会では必要に応じてワーキングチームを検討して具体的に進めていこうという点が明確化されたと考える。

また、井村委員からのご指摘に対する説明と重複するが、ハンドブックの作成や地域の相談支援機関との連携・役割分担という点で少しずつ進めている。ただ、進めている途中ということもあり、資料としてお示しができな

った。

(西田委員)

地域連携という点に関心があり、着実に進めていくべきだと考えているが、その点は説明があったとおり少しずつ前に向かって進んでいるようであり、期待していきたい。

権利擁護サポートセンターの取組については、他の重点施策と比べて資料上見えてこないように感じる。新しい取組は、小さなものであっても見える形で示してもらいたい。進捗をチェックする側としては、そこがないと何も変わっていないものと判断せざるを得ない。また、権利擁護サポートセンターが頑張っていることを示してもらう方がモチベーションにもつながると思うので、今後検討されたい。

(三田進行役)

権利擁護サポートセンターについては、体制の充実が図られていない中で、頑張っていると思うが、もう少し同センターが取り組んでいることを表に出していくことが必要だと思う。

(事務局)

資料については、口頭で補足をしたが、ご指摘を踏まえ、次回以降の報告の際には小さいところも含めて提示できるように努める。

(事務局・社協)

体制は変わらない状態であるが、少しずつ冴らしい取組を進めているところである。他の専門職との連携強化を図りながら、役割分担を明確化していき、取り組みを模索している。なかなか一度には変わりにくいところであろうかと思うが、関係機関の支援をいただきながら、進めていく。

(幸家委員)

「生活相談コンシェルジュ」や生活保護の話題が上がったが、金銭面で収入が下がっている方がおられるとのことである。地域包括支援センターの職員として相談対応をする中で、高齢者に対する経済的虐待が増加している印象がある。成年後見制度の利用などシンプルな課題であれば、圏域ごとの地域包括支援センターで対応できるが、複合的な問題があったりとか虐待が絡んでいたりすると権利擁護サポートセンターに対応を相談したい。

このような現状を背景として、進捗管理の場においても具体的な虐待対応の件数や、その対応自体についても検討していくことが必要だと感じる。地域福祉課の動きが区によって異なるという認識を現場は持っている。市全体の統括がどこなのか不明確で、現場の地域福祉課がそれぞれの感覚でやらざるを得ないという状況について疑問を感じる。

次に、日常生活自立支援事業についての報告が初めてあったが、利用までに時間がかかり、利用しにくい印象がある。

さらに、災害についての報告があったが、災害がテーマだと地域の方と相談や連携がしやすいという面がある。特に今は介護事業所が業務継続計画を立てなければいけないという過渡期であり、取組にあたっては意識的に現場の声を聞くようにしてもらいたい。

(事務局)

次回以降、資料作成の際に、ご指摘の内容を踏まえて作成するよう努めたい。各区の取り扱いに違いがあるのではないかと指摘については、情報の共有や対応の平準化のために担当者会議を開催するなどしている。しかし、このような指摘があった旨、担当課にお伝えする。

また、日常生活自立支援事業の運用状況については、個別に丁寧な対応を行っている。成年後見制度への

移行に伴って解約することあれば、相談に対応して新規契約するものもある。事業の利用にあたっては契約が必要になるので、利用希望者が契約できる状態にあるかといった点などを手順に沿って確認しているため、ある程度の時間が必要になる。なお、当該事業の従事者としては、専門員と生活支援員が配置されており、今年度は生活支援員の増員を図った。

さらに、災害対応についても触れていただいた。今年の3月に美原区の基幹型包括支援センターと第1地域包括支援センターからの依頼を受け、地域の介護事業者を対象とした研修を企画している。要支援者支援と業務継続計画（BCP）をテーマにする予定であり、このような機会を通じ、現場の意見をいただきながら取組を進めたい。

（事務局）

権利擁護サポートセンターの件だが、現状維持が続いている点については、大変心苦しく思っている。中核機関としての権利擁護サポートセンターが重要であることは認識している。引き続き、関係機関と協議しながら人員増に向けた取組を進めていく。

（三田進行役）

高齢も障害も同様だが、虐待自体の増減はいかがか、またそれを受け止める行政の担当がきちんとそれを虐待かどうかという見極めができていないのか、そこにばらつきがあるのかどうかという問題があると思われる。虐待に対する認識が担当者によって異なるという点は、全国的なこととして聞かれる。行政に言っても駄目だとすると埋没していく恐れがある。一般論ではあるが、大きな課題だと感じる。

（井村委員）

相談支援について、それぞれの窓口で幅広く受け、どこからの相談でも必要なところにつながり、そして終局を迎えるということは計画に示されていた。成年後見制度に関しては、支援の経過と終局に至った経緯を明確にし、各相談機関の相談員にフィードバックしていくと制度の利用促進や制度の理解につながるのではないかと思うが、個人情報共有に課題があるとも思われる。この課題をクリアする考えはあるか。

また、成年後見制度に関しては、中核機関の役割のひとつとして親族後見人支援がある。今般、500万円以上の預貯金があるなどといった要件があるが、大阪家庭裁判所において、総合支援型後見監督人という取組を始めることとなった。法律に定めるところの問題があるとか一定の財産管理に不安があるからということではなく、包括的に支援していくというためのものである。一方で、総合支援型後見監督人は有期のものであり、終了後の対応が必要となる。また預貯金額が低額である場合などに同取組が活用できないことも想定され、中核機関としての支援が求められるが、どのように対応していくのか。

（事務局）

社会福祉法第106条の6において、出席者に守秘義務を課して情報共有できる会議体の規定があり、重層的支援体制が整備された際には同規定を活用して情報共有を図っていくことが想定される。しかし、現時点においては活用できないため、厚生労働省とも相談し、南区でのモデルの取組では、生活困窮者自立支援法第9条の規定を活用して情報共有を図った。以上のように、情報の共有に係る必要性は理解しているため、法的根拠を確認しながら取組を検討していきたい。

また、委員から紹介いただいた総合支援型後見監督人については、先日大阪府や大阪家庭裁判所の説明会等があった。どのような形で関与していくことが望ましいのか、今後の広がり方等を見据えながら対応を検討していく。総合支援型後見監督人の期間終了後は、府内の支援機関一覧を配布し、各機関において対応するよ

う求められている。当該案件の増え方にもよるが、すべてを権利擁護サポートセンターで受け止めることは困難ではないかと感じている。このため、本市においては、市内の相談支援機関の一覧を提供して、対応を検討いただくという形を想定している。

(井村委員)

先日の家庭裁判所との意見交換会において、総合支援型後見監督人の事例が年間どの程度見込まれるのかという点を質問したところ、堺市であれば大体 5～6 件を想定しているとの回答であった。しかし、今後、事務局が指摘するように増えていこうし、促進が進めば当然ながら 2025 年を迎える頃には爆発的に増えることも考えられる。対応する窓口については検討されたい。

次に支援方法について、ばらつきが出ては困ると先ほど幸家委員からの指摘があったが、どこでも適切な支援が受けられるようにすることは大切である。これに加えて、どのような点が課題になっているのかを情報集約する役割を中核機関が担う必要があるのではないかと。人員体制とのバランスは難しい部分があるだろうが、引き続き検討いただきたい。

(事務局・社協)

幸家委員が指摘する点については、権利擁護サポートセンターの立ち上げ当初から課題として認識している。成年後見制度に係る市長申し立て案件の情報については、ある程度の集約はできていると思う。各保健福祉総合センター担当者との話し合いにセンター職員が同席するなどしている。国の基本計画における次期計画の最終とりまとめでは、成年後見制度の促進だけでなく権利擁護の促進が重要だとされているので、本センターとしても虐待対応について力を入れてきたいと考えている。先日、虐待対応に関する研修を市内の支援機関に向けて実施した。このような機会を通じて、虐待に対する考え方を共有していきたい。

また、情報の集約については非常に課題だと感じており、幸家委員が示されるように高齢者福祉分野では、各地域包括支援センターが時間をかけて丁寧に対応されている。その一方で本センターとしては関わりが薄くなり、情報が入りにくくなっている面がある。引き続き検討していく。

(三田進行役)

更生支援の推進に係る資料において、関係機関とのネットワークの構築に係る説明がいくつか見られるが、刑務所の立場から役に立った点などがあれば説明いただきたい。

(岸本委員)

刑務所の立場から話す。犯罪者全体を見ていくと、すごく凶悪な人はごく 1 部であり、ほとんどが社会的弱者と呼ばれるような人たちである。刑務所にいる人を見るとその時代の社会的弱者が見えてくるという部分があり、感想にはなるが、今日では情報弱者と呼ばれるような方や人とつながる能力がすごく弱い人が増えている印象がある。支援の提案をする場面であっても、拒否されたりするなど、同意を得ることが難しいと感じる。おそらくこの人たちは、もともとは社会にいる時から福祉の手からこぼれ落ちてきた人たちなのであろうと思われる。

受刑者となってしまった人に対しては、我々の強みとして、とりえず話をするという場面を設定できる点にある。どういった支援が必要なのかをスクリーニングし、その上で個別の問題に応じて関係する機関に相談やお願いをすることになる。

このような中で大事なものは、顔の見える関係を作ることであり、どういった機関が何を考えてどのような支援をしているのか、その最新の情報を知り合う機会を持つということがすごく大事である。刑務所は閉じた世界であり、会議という機会を設定して色々話ができるだけでも、すごくありがたい。そのような機会がないと情報更新が難しいと

ころがあるため、こちらからも呼びかけをして見学会を開催したりしている。

また国家公務員としての人事異動があるため、関係の再構築が必要になる場合があり、こういうことも含めて会議等の機会があると助かる。こういう機会については、できるだけ積極的に関与していきたいと思っている。また可能であれば刑務所だけでなく、更生保護や少年関係の機関も含めながらできると更にいいと感じている。

刑務所には多くの社会的弱者がいるという点をご理解いただき、是非、再犯防止や更生支援についてご理解、ご関心を持っていただきたい。ご相談をする際は、是非受けていただけるとありがたい。

各福祉制度が基本的に利用に関する同意があることを前提にしていることは承知しているが、同意を得ることが難しい方について、どのように対処することができるのか検討いただきたい。

(三田進行役)

刑務所の中にいる時に何かつながる体験ができたらいと思いつつ、福祉側にハードルがある場合もあるかもしれない。少しずつ関係者もつながっていけたらいいのではないか。薬物に関することなどは当事者の方が、刑務所の中に入って活動をしていると聞いている。

(事務局)

資料にも記載したとおり、堺区の関係機関と意見交換に行った際には、大阪刑務所長や岸本委員にも同席いただいた。意見交換会の時に印象的だったこととして、刑務所職員の方から、是非外のことを教えてほしいと言われたことである。引き続き、関係構築を進めていきたい。

また、支援に際しての個人情報に係る同意や制度利用に係る同意については、包括的な支援体制を構築する上で課題だと認識している。矯正施設においても感じているという点を理解して、検討を進めていく。

(西田委員)

生活福祉資金貸付制度について、利用者が多いとのことであったが、あくまでも貸付制度である。この制度を利用したために破産手続きをせざるを得ないような事例は生じていないか。

(事務局)

令和2年3月から始まった生活福祉資金貸付制度における特例貸付については、利用された後の据置期間が延長されたこともあり、ほとんどの方の償還開始時期が到来していないため、差し迫って返済の問題とまだ向き合っていない状況にあると考えている。当該制度については、厚生労働省から、課税状況を基にした償還免除の規定が示されている。当該規定が適用された後にどれだけの方が返済の見通しを持っていない状態になるのかはまだ不透明である。

(井村委員)

日常生活自立支援事業の活用と市民後見人の活用という点で確認したい。市民後見人養成講座を修了した方について、それで終わりではなく、経験を踏まえた活用を検討されたい。

(事務局)

市民後見人養成講座を受講された方に対して、日常生活自立支援事業の登録型生活支援員の研修をご案内し、その後活躍いただく例もある。引き続き、市民後見人養成講座を受講いただいた方の活躍の場については、検討していく。

(以上)